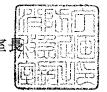
消防救第 145 号 平成 26 年 8 月 13 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁救急企画室長



心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について(依頼)

平素から救急行政の推進について御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。 今年度も「「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について」(平成 26 年 8 月 13 日付け消防救第 144 号) に記載のとおり、救急業務の普及啓発運動を全国的に 実施することとしました。

今年度は非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用が認められて 10 年という節目の年となります。この間に、ほぼ全ての学校においてAEDが設置 されるようになり、また、これまで全国の学校で心肺蘇生法やAEDを用いた講習 も広く実施されてきました。しかしながら、いまだ学校の管理下で発生した重大事故において、心肺蘇生及びAED装着が行われなかったことにより、児童生徒が死亡するといった事案が発生しており、特に高等学校(応急手当の講習実施率 71.7%)を中心に、これから社会に出て応急手当を自ら行う場面に居合わせる可能性が高くなる生徒に対する講習を受ける機会の更なる充実が必要であると考えられます。

そこで今年度は、文部科学省と消防庁が連携して、別紙のとおり、救急医療週間において、AEDの使用を含む応急手当講習受講の普及啓発を進め、講習実施に向けた取組を始める一つの契機として、救急医療週間から今年度末までを「救おう!みぢかな命!」応急手当講習受講キャンペーン期間と位置付けることとしました。

ついては、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対してこの旨周知するとともに、特にAEDの使用を含む応急手当講習の実施について学校等から要請があった場合には、可能な限り御協力いただくよう、御指導のほどお願いします。

また、別紙に記載の、救命入門コース、eーラーニングを活用した講習、分割講習、応急手当普及員の養成講習等についても、学校における応急手当の普及啓発がより図りやすくなると考えられるため、積極的に御活用いただくよう御指導のほどお願いします。

(連絡先)

消防庁救急企画室

担当:橘課長補佐、立花、大迫

電話:03-5253-7529 FAX:03-5253-7539

平成26年8月13日 文 部 科 学 省 消 防 庁

心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施に関する取組の推進について

自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator。以下「AED」という。)の使用については、平成 16 年に非医療従事者の使用が認められてから 10 年が経過し、ほぼ全ての学校においてAEDが設置されるようになり、また、これまで全国の学校で心肺蘇生法やAEDを用いた講習も広く実施されてきました。しかしながら、いまだ学校の管理下で発生した重大事故において、心肺蘇生及びAED装着が行われなかったことにより、児童生徒が死亡するといった事案が発生しており、特に高等学校(応急手当の講習実施率 71.7%)を中心に、これから社会に出て応急手当を自ら行う場面に居合わせる可能性が高くなる生徒に対する講習を受ける機会の更なる充実が必要であると考えられます。

そこで、文部科学省及び消防庁が連携し、下記のとおり、学校における心肺蘇生等の 応急手当に係る実習の実施に関し、更なる取組を推進していきます。

記

1. 応急手当講習受講キャンペーンの実施について

平成20年に改訂された中学校の学習指導要領及び平成21年に改訂された高等学校の学習指導要領においては、心肺停止状態におけるAEDの必要性に係る記載が盛り込まれました。児童生徒がAEDを使用するに当たっては、AEDに係る知識を学ぶとともに、実習を行うことも有効です。

消防庁では、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日消防救第41号消防庁次長通知)に基づき、応急手当の普及啓発を推進しており、各消防本部においては、住民等からの要請に応じて、計画的に救命講習を実施する体制を整備しています。消防庁ではまた、「「救急の日」の制定について」(昭和57年7月20日消防救第27号消防庁長官通知)により、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」と定め、応急手当の普及啓発運動を集中的に展開しています。

本年度は、非医療従事者によるAEDの使用が認められて 10 年という節目となることから、文部科学省と消防庁は、今年の救急医療週間において、AEDの使用を含む応

急手当講習受講の普及啓発を進め、講習実施に向けた取組を始める一つの契機として、 救急医療週間から今年度末までを「救おう!みぢかな命!」応急手当講習受講キャンペーン期間と位置付けることとしました。

文部科学省は、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課等に対して、本キャンペーンの実施について通知し、各学校において、AEDトレーナー等が準備できる管轄する消防署等と連携し、可能な限りAEDの使用を含む応急手当講習が計画的に開催されるよう依頼することとします。

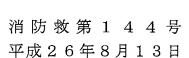
消防庁は、各都道府県消防防災主管部(局)を通じて当該都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対して、本キャンペーンの実施について通知し、学校における応急手当講習の実施について協力を依頼することとします。

2. その他の取組について

文部科学省は、学校安全推進事業として、教職員等を対象としたAEDの取扱いを含む心肺蘇生法実技講習会の実施を支援しています。加えて、教職員の研修用に作成し配布した学校安全資料DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(平成22年3月作成)において、AEDを用いた心肺蘇生法等の応急手当の方法を解説することにより、AEDの使用を含む心肺蘇生法に関する正しい理解を深めるとともに、技能の向上に努める取組を推進しています。

消防庁は、平成 23 年から、応急手当の導入講習として、小学校高学年以上を対象とし、通常 180 分を要するところ、90 分で受講が可能な「救命入門コース」を導入しています。また、自宅等によりインターネット上で救命講習の座学部分(60分)を受講し、おおむね1か月以内に実技を中心とした実技救命講習(120分)を受講することで、通常の普通救命講習(180分)を修了したことになるeーラーニングを活用した講習や、現状の180分以上の応急手当講習を2分割又は3分割し、おおむね1か月以内に受講することで修了証を発行することができる分割講習を導入するなど、まとまった時間を確保することが難しい受講者にも受講しやすい環境を整備しています。そのほかに、事業所等の構成員に対し、普通救命講習の指導を行うことができる応急手当普及員の養成講習(3日間)も実施しており、教職員等が応急手当普及員の資格を取得することで、学校内において教職員や児童生徒に対し、応急手当の指導を行うことができるよう、より応急手当講習を実施しやすい環境を整えています。

これらの講習等を活用することで、学校における応急手当の普及啓発がより図りやすくなると考えられるため、文部科学省及び消防庁は、これらの取組について、積極的に推進することとします。



各都道府県知事 殿

消防庁長



「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

救急業務の推進については、かねてより種々御尽力をいただいているところですが、今年度も「救急の日の制定について」(昭和57年7月20日付け消防救第27号)に基づき、救急業務の普及啓発運動を全国的に実施することとしました。また、今年度は、「心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について(依頼)」(平成26年8月13日付け消防救第145号)に記載のとおり、応急手当講習受講キャンペーンを実施することとしました。

ついては、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。) に対してこの旨を周知するとともに、御指導のほどお願いします。

(連絡先)

消防庁救急企画室

担当:上條課長補佐、石田、濵砂

電話: 03-5253-7529 FAX: 03-5253-7539

救急の日及び救急医療週間実施要綱

1 目的

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、「救急の日」及び「救急医療週間」を設けるものとする。

2 期間

「救急の日」は、毎年9月9日とし、この日を含む一週間(日曜日から土曜日)を「救急医療週間」とする。(ただし、実施期間については、地域の実情に応じて変更することができるものとする。)

3 主催

厚生労働省、消防庁、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会、 日本救急医学会及び全国消防長会

4 協賛

救急医療関係諸機関

5 実施方針

国、地方公共団体、日本医師会(都道府県医師会、郡市区医師会)、 日本救急医学会、全国消防長会、その他関係機関の緊密な協力により、 救急の日及び救急医療週間の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の 実情に応じて実施するものとする。

(1) 実施の重点

ア 救急法の普及啓発

イ 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用 方法の普及啓発

ウ 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

(2) 実施する行事等

- ア 応急手当についてのパンフレット等の配布
- イ 心肺蘇生法の実技講習
- ウ 講習会、研修会、健康教育等啓発活動の実施
- エ ポスターの掲示 (標語、図画等の募集)
- オ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等による広報
- カー日病院長、一日救急隊長等の任命
- キ 救急医療功労者及び救急関係功労者等の表彰
- クその他